

ホルマリン処理業務特記仕様書

この特記仕様書は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「発注者」という。）が委託する業務の適正を期するため必要な詳細な事項について定めるものである。

1 業務場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター

2 廃液の種類

ホルマリン 9,000kg

3 廃棄物の回収場所

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター
B1 駐車場及び免震ピット（B1駐車場からホルマリンタンクまでの距離約15m）

4 収集・運搬及び処分

- ① 受注者は、発注者から廃液処理の要請を受けたときは、速やかに収集・運搬及び処分を行うものとする。
- ② 受注者は、この契約を履行するために必要な車両（ローリー車及びホルマリンタンクまでのホース）、設備（フランジ等）及び作業員等を常備するものとする。
- ③ 受注者は、廃液の処理にあたっては、マニフェスト方式によって行うものとする。
- ④ 受注者は、その月に完了した業務について、まとめて請求するものとする。

5 業務責任

受注者は、この業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に対する一切の責任を負うものとする。

ここに定めのない事項等及び記載事項の解釈等に疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ決定するものとし、受注者は、現場の状況等に応じ、定めのない事項についても、誠意をもってこれを遂行するものとする。